

入 札 説 明 書

特別徴収異動届出書等処理業務に係る労働者派遣契約（単価契約）

千葉県財政局税務部西部市税事務所市民税課

令和5年1月20日千葉市公告第39号により公告した、特別徴収異動届出書等処理業務に係る労働者派遣契約（単価契約）については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書による。

1 一般競争入札に付する事項

(1) 委託名

特別徴収異動届出書等処理業務に係る労働者派遣契約（単価契約）

(2) 委託場所

千葉市美浜区真砂5丁目15番1号

千葉市西部市税事務所市民税課

(3) 委託期間

令和5年4月3日から令和5年7月31日まで（土日、休日を除く）

2 競争参加資格

一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 令和4・5年度千葉市委託入札参加資格の審査を受け、資格を有すると認められている者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者

イ 当該入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていないもの

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていないもの

オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から入札日までの間に受けている者

カ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者

キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していないもの

ク 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていないもの

(3) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第5条の規定による労働者派遣事業の許可を受けている者であること。

(4) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定するプライバシーマークを取得していること。

- (5) 平成30年度から令和4年度までに、本市又は国、県若しくは他の自治体において同種・同規模の業務を履行した実績があること。

3 入札参加資格確認申請書の提出

一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書及び関係資料を提出し入札参加資格の確認を受けなければならない。

- (1) 提出期間 公告の日から令和5年1月30日(月)まで
(日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時00分から午後5時00分まで)
- (2) 提出場所 千葉市財政局税務部西部市税事務所市民税課(美浜区役所2階)
- (3) 提出書類
ア 入札参加資格確認申請書
イ 前記2の競争参加資格(3)～(4)を証する各証明書類の写
ウ 前記2の競争参加資格(5)を証する契約書の写及び業務内容が確認できる書類(仕様書等)の写
- (4) 提出方法 持参
- (5) 確認通知 令和5年2月1日(水)までに申請者に入札参加資格確認結果通知書を発送する。

4 質問回答

- (1) 当該業務の仕様に関する質問
ア 質問方法
令和5年1月30日(月)までに、後記9の契約事務担当課宛、別紙質問回答書を電子メール又はFAXにて提出すること。
イ 回答方法
質問に対する回答は、令和5年2月1日(水)までに、全ての申請者に電子メール又はFAXにて行う。
- (2) その他、入札参加資格確認申請書の提出及び入札手続等に関する質問
平日の午前9時から午後5時までの間に、後記9の契約事務担当課へ電話で問い合わせること。

5 入札手続等

- (1) 入札・開札の日時及び場所
日 時 令和5年2月9日(木) 午前10時30分
場 所 美浜区役所3-3会議室
- (2) 入札方法
ア 入札書の提出方法
入札者は、原則として、前記(1)の入札・開札の日時及び場所に出席して所定の入札書をもって商号又は名称及び入札件名を記載した封筒に入れ提出すること。
ただし、郵便による入札の場合は、二重封筒とし、入札書及び後記ウ(ア)積算内訳書を、商号又は名称及び入札件名を記載した中封筒に入れて密封の上、表封筒

に「入札書在中」と朱書して、後記9の契約事務担当課宛とし、日曜日、土曜日及び休日を除く入札日前日の午後5時00分までに書留郵便にて必着のこと。

イ 入札書に記載する金額

入札金額は、当該業務委託の履行に要する人件費のほか、一切の諸経費等を含めて見積もること。

なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積額から消費税及び地方消費税を抜いた金額を入札書に記載すること。

ウ 入札時の提出書類

入札の際には、入札書のほか、以下の書類を提出すること。書類の提出がない場合、又は、内容が不明瞭である場合は、当該入札は無効とする。

(ア) 積算内訳書

(イ) 委任状（代理人が入札・開札に立ち会う場合のみ提出）

(3) 入札保証金

免除（ただし、千葉市契約規則（昭和40年千葉市規則第3号）第8条第2項の規定に該当する場合は、当該入札保証金の納付の免除に係る部分に相当する額を違約金として徴収するものとする。）

(4) 落札者の決定方法

千葉市契約規則第10条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格で入札をした者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。なお、入札金額が最低制限価格に満たない場合は、失格とする。

(5) 無効となる入札

千葉市契約規則第16条の規定に該当する入札

6 開札に立会う者に関する事項

開札に立会う者は、入札者又はその代理人とする。代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札に関する権限の委任を受けなければならない（入札の際に、委任状を提出すること。）。

7 再度入札の実施

(1) 開札において予定価格に達する価格の入札がなく、落札者がいないときは、直ちに再度入札を行う。

なお、再度入札において最低の価格をもって有効な入札を行った者は、指定する日時までに前記5(2)ウ(ア)積算内訳書を提出すること。期限までに提出がない場合、当該入札は無効とする。

(2) 再度入札の回数は、1回とする。

(3) 再度入札には、初回の入札に参加しなかった者、開札に立会わなかった者又は初回の入札で無効とされた者は参加できない。

8 契約の手続等

(1) 契約保証金

要（ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。）

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 契約条項等の閲覧

千葉市契約規則等は、後記9の契約事務担当課で閲覧できる。

9 契約事務担当課

〒261-8582 千葉市美浜区真砂5丁目15番1号

千葉市財政局税務部西部市税事務所市民税課特別徴収班（美浜区役所2階）

電話 043-270-3141

FAX 043-270-3227

e-mail shiminzei.WT0@city.chiba.lg.jp